

Title	後漢王朝の死者儀礼：『後漢書』礼儀志・下篇訳注稿(一)
Sub Title	The funeral of Hou Han (後漢) dynasty : Some notes on the third chapter of Li Yi Zhi (礼儀志) in Hou Han Shu (後漢書) (1)
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.4 (1985. 5) ,p.81(353)- 97(369)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850500-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

後漢王朝の死者儀礼

——『後漢書』礼儀志・下篇訳注稿（一）

桐本東太

本稿は司馬彪『続漢書』礼儀志・下（現在は范曄の『後漢書』に合本されている）に収録されている、後漢時代の天子の葬送儀礼に関する一連の記述の訳注である。訳注は次の体裁に沿つてなされている。

(A) 礼儀志の本文

(B) 本文の書き下し文

(C) 本文の訳

* 劉昭注、及び王先謙集解の書き下し文

そしてこの後ろに、更に付説すべき問題がある場合には、訳者注を施した。なお、書き下しにあたっては、現代かなづかいを採用した。

また、今回底本として使用したのは、王先謙『後漢書集解』（虚受堂刊本）である。字句の異同については、司馬彪の本文と劉昭の注までは、中華書局版評点本の校勘に従い、訂正を行なつたが、すべてにわたつてその旨は注記していない。必要があれば評点本を参照されたい。王先謙の集解に関しては、そこに引用された諸書・諸氏の言とともに、原典につき合わせてみると異同のあ

る場合が少くない。しかし、全く前後の脈落がつかないほどその異同がはなはだしいか、そのままで句読が不可能な場合は字句を訂正したが、たとえ原典と対応しなくとも、集解の文脈の中で一定の整合性をもつて理解できる場合には、あえてこれに手を入れず、そのままにしておいた。

なお、本訳注をまとめたのは、大学院のゼミにおける『後漢書』礼儀志の講読会である。ゼミは西嶋定生先生の御指導のもとに、毎回担当の学生が下調べをして、出席者の前で発表するという形をとつた。この原稿の基礎は、こうした出席者全員の下調べの集合であり、学生のあやふやな読み下しに懇切丁寧な修正と解説を惜しまれなかつた西嶋先生の御指導の結果である。先生にはまた、口頭の発表を文字に移す段階においても、劣悪な下書きの原稿に一々目を通していくいただき、多くの御注意をいただいた。記して感謝いたします。ただ本稿の内容と正誤についての文責は、最終的に原稿をまとめる作業にあたつた桐本東太にある。

- (A) 不予^{*}太医令丞將医入就進所宜藥
 (B) 不予なれば、太医の令と丞は医を將いて入り、就きて宜しき所の薬を進む。

(C) 天子が病気になつた時、太医の令と丞は医者をつれて天子の居室に行き、治療に適切な薬をさしあげる。

* 「集解」 惠棟曰わく、『白虎通』に「天子の病を不^ノ予と曰う。政に予からざるを言うなり」と。黄山曰わく、『御覽』七百三十九引に「天子の疾を不^ノ予と称す。不^ノ予とは復た政に予からざるを言うなり」と。案するに、『書』金縢に「王疾有りて弗予なり」と。魯世家は「不^ノ予」を作る。『論衡』死偽篇は引くこと同じ。皆今文なり。『書』序に「武王疾有り」、釈文は馬融本に拠りて「疾有りて不^ノ予なり」と為せば、則ち古文も亦た「不^ノ予」に作る者有り。惟『白虎通』に「不^ノ予とは復た政に予からざる」と謂うは、乃ち疾して為む可からざるの辞なり。武王不^ノ予にして、明日瘳^ムえること有るが若きは、則ち復た政に予からざるに非ざるなり。又た顧命に「王憚^ムしまず」と。『前書』曆律志亦た引きて「王疾有りて予しまず」を作る。此れ亦た今文なり。釈詁に「憚^ム・予は樂しむなり」と。又た「憚^ムは服なり。予は安んずるなり」と。「服」も亦た安んずるの意なり。『説文』に「予」は又た「愈」を作る。「愈」の下に『周書』を引きて曰わく、「疾有りて不愈なり。愈とは喜ぶなり」と。又た『釈文』は馬融本に拠りて「憚^ム」を「釈」に作る。『説文』に「釈」とは解くなり」と。此れ亦た古文なり。樂しまず、安んぜず、喜ばず、解けず、とは皆、疾に就きて言い、政に渉るなし。史

家沿いて天子弥留（病の重いこと）の称と為す。當に仍りて顧命に拠るべし。今文説を為して、疾甚だしく其の常度を失い、自ら安んぜず、と謂うのみ。然るに後世は、則ち皆僅かに『白虎通義』有るを知るのみ。

①『後漢書補注』からの引文である。

② 黄山とは王先謙の弟子の一人であるうと思われるが、その関係は不明である

- (A) 嘗藥監近臣中常侍小黃門皆先嘗藥過量十二

(B) 嘗藥監・近臣の中常侍・小黃門は皆、先ず薬を嘗め、量を過すこと十二。

(C) 嘗藥官と近臣の中常侍・小黃門は皆、天子の服用に先んじて薬の毒味をするが、その際には量を二割増しにして飲む。

* 「集解」 惠棟曰わく、嘗藥監は六百石にして、宦者之れに為る。黄山曰わく、天官の五医、惟食医のみ王の食飲・膳羞を和えることを掌る。之れを未だ病せざるに治めるなり。而して冢宰に隸^ムうこと、猶お内小臣以下闇寺・内豎まで皆、冢宰に統べられ、大臣に俾いて制馭されることを得るがごとし。之れを考察するに、前漢の太医・太官は少府に隸い、丞相・御史に統べらるは、猶お其の遺意のごとし。後漢の少府は専ら司空に隸い、太医・太官は遂に宦者に主らる。嘗藥丞の設は、百官志に拠らば、章・和以下に増す所なり。尤も前漢に無き所なり。
 ① ただし『周礼』の天官に載るのは「闇寺」ではなくて「闇人」である。

(A) 公卿朝臣問起居無間太尉告請南郊司徒司空告請宗廟告五岳四瀆群祀並禱求福疾病公卿復如礼*

(B) 公卿・朝臣、起居を問う。間ゆること無ければ、太尉は南郊に

告請し、司徒・司空は宗廟に告請し、五岳・四瀆・群祀に告げ、並びに禱りて福を求む。疾病なれば、公卿は復た礼の如くす。

(C) 公卿や朝臣は安否を尋ねる。病気が回復しなければ、太尉は都の南郊で天に請い、司徒・司空は宗廟に請い、更に五岳・四瀆・その他もろもろの神々にも請願し、天子の病状の好転することを祈るのである。いよいよ危篤となつても、公卿は礼の定める所に従つて、安否を尋ねる。

* 「集解」惠棟曰わく、沈約云う、後漢の諸帝不許なれば、並びに泰山・弘農・廬江・常山・潁川・南陽・河東・東郡・廣陵の太守に告げ、五岳・四瀆を禱祠せしむ。司徒を建てて（惠棟の原著では「遣司徒」を作る。）郊廟・社稷を分詣せしむ。

① 「無間」の二字は前につけ、「公卿や朝臣は安否を尋ねるこ

と、間断が無い」と解釈することもできる。どちらとも定めがない。

② 礼儀志では、ある儀礼・所作を従来のきまり通りに行なうこと

を示す場合、「如礼」「如故事」「如儀」という、およそ三通

りの表現が使い分けられている。ただこの三者の差異は、明確には定めがたい。ごく大まかに見るならば、例えば次の祭祀志において、建武元年の光武帝即位の式次第を述べ、それが元始年間に行なわれた郊祭のやり方にのつとつたことを示すくだり

で、「采用元始中郊祭故事」と書き記しているように、「故事」は具体的・個別的な儀式の判例であり、それに対して「礼」の方は、より大まかな儀礼の取りきめのようなものではないかと思われる。そして「如儀」の「儀」とは或いは、今日に残された『漢旧儀』『漢官儀』等の「儀」に通ずるものであろうか。いずれにせよ、当時は自明であったと思われるこの三者の内実が、現在の我々にとつて必ずしも分明ではないのにもかかわらず、司馬彪は儀礼が細則にまで及ぼうとすると、三者いずれかの形容を頻発し、それ以上にふみ込んだ叙述をしないため、礼儀志の内容を十全に理解することが、はなはだ困難になつてゐる。

③ それぞれ次の郡で五岳と四瀆を祭祀した。泰山——泰山、弘農——華山、廬江——霍山、常山——恒山、潁川——嵩高山（以上が五岳）。南陽——淮水、河東——黄河、東郡——濟水、廣陵——揚子江（以上が四瀆）。

(A) 登遐皇后詔三公典喪事*

(B) 登遐すれば皇后は三公に詔げて、喪事を典らしむ。

(C) 天子が死去すれば、皇后は太尉・司徒・司空の三公に告げて、喪儀を取りしきるようさせること。

* 「集解」黃山曰わく、漢の喪儀は王莽の篡乱より旧典存せず。説は趙憲伝に見ゆ。之れを三代に稽えるに、夏は虞の禪を受けて、舜の喪は禹、之れを主る。殷は則ち高宗諒陰三年、冢宰に聴う。周の武王崩じ、周公は成王を立つ。成王崩じ、召公・畢

公は顧命を受けて、元子を輔く。『尚書』『史記』に大略は徵す可し。『周禮』に九嬪は大喪には後に従い、哭を序ずのみにして、后、政に預かるを得るを聞かざるなり。漢、高帝崩じて自り、呂后の手において相を置き、大事には指を授く。婦人喪を秘し、權乱を此こに植て、撫りて称詔して喪を主り、遂に西京の故事と為る。然れども光武は前に懲り後を毖み、一切皆遺詔を以て之れを行なわしむれば、則ち皇后は仍りて預かるを得ず。憲の伝に「帝崩じ、遺詔を受けて喪礼を典る」と言うは、是れ其の証なり。明・章の遺詔は皆、先帝の法制の如くせよと云えば、皇后も亦た預からざること知る可し。蓋し殤・冲短祚にて、中間の安帝乘輿に崩じて自り、遺詔は行なわれず、皇后遂に復た称制す。安帝の崩ずるを觀るに、閻后は喪を秘し、宮に還る。冲帝崩じ、梁后は喪を發するを欲せず。皇后喪を主るは史に皆拠る有れば、則ち斯の志に輯める所は亦た、東都中晩の典制なるのみ。

①黄山はここで、前後漢交代期において前漢代の典礼に残欠が生じたことを述べ、またこの後で大斂の儀礼に注して、そのために礼儀志に見える葬儀の記載は完全ではない旨を書き記している。更に彼は注の結びとして、礼儀志の描写が、後漢時代全般にわたる宫廷の儀礼をつくしたものではなく、それは後漢の中期から後期にかけての様子を表現しているにすぎない、と述べている（この点については即位儀礼の訳注で再説する）。黄山が提示した以上二点の見解は、礼儀志の史料的な性格を適格に洞察しており、本書を読む時には常に頭に入れておくべき注意事

項である。ただ王莽の政権が間に介入したため典礼に不明の点が生じたと言つても、漢王朝の葬儀が、当時一般の社会で広くとり行なわれていた死者儀礼の慣習から全くかけ離れた、唯一無二の行程を形成していたとは到底考えられないから、知るようががくなつたのは、葬儀の中でも民間のそれとは共通項を持たない国家儀礼として特殊な箇所、換言すれば、國家が權力として機能するために必要な身分秩序の原理を、葬儀の中で表現したような部分にかかつっていたものと想像される。事実、注の中に例示された趙憲伝のエピソードとは、次のようなものであった。「中元元年（中略）、及帝崩、憲受遺詔、典喪礼。是時藩王皆在京師、自王莽篡乱、旧典不存、皇太子与東海王等雜止同席、憲章無序。憲乃正色、横劍殿階、扶下諸王、以明尊卑。時藩国官属出入官省、与百僚無別、憲乃表奏謁者將護、分止它県、諸王並令就邸、唯朝晡入臨、整礼儀、嚴門衛、内外肅然。」

(A) 百官皆白衣白單衣白幘不冠閉城門宮門近臣中黃門持兵虎賁羽林郎中署皆嚴宿衛宮府各警北軍五校繞宮屯兵黃門令尚書御史謁者昼夜行陳

(B) 百官は皆、白單衣を衣、白幘して冠せず。城門・宮門を閉づ。近臣の中黃門は兵を持ち、虎賁・羽林・郎中は署し、皆宿衛を嚴にする。宮府は各警し、北軍・五校は宮を繞り兵を屯し、黃門令・尚書・御史・謁者は昼夜行陳す。

(C) 百官はすべて白のひとえを着て白のズキンをかぶり、冠をはずす。洛陽城の城門と宮殿の門を閉鎖する。近臣の中黃門は武器

をたずさえ、虎賀・羽林・郎中はその部署につき、しつかりと宿直しておこたらない。各役所も警戒の体制に入り、北軍と五校尉は、宮殿をめぐって兵士を配置し、黄門令・尚書・御史・謁者は日夜、彼等が警戒している様子を視察する。

(A) 三公啓手足色膚如礼皇后皇太子皇子哭踊如礼沐浴如礼守宮令兼東園匠将女執事黃縣緹縫金縷玉柙如故事*

(B) 三公、手足を啓^{ひら}き膚を色どること、礼の如くす。皇后・皇太子・皇子、哭踊すること、礼の如くす。沐浴すること、礼の如くす。守宮令は東園の匠を兼ね、女を将^よいて事を執る。黃縣・緹縫・金縷・玉柙は故事の如くす。

(C) 三公が亡天子の手足を開いて体に傷がないかどうかをたしかめ、更に死に化粧を施^{ほど}すこととは、礼の通りにする。そのあとで皇后・皇太子・皇子が泣き声をあげ、踊る所作をとることは、礼の通りにする。なきがらに湯あみさせることは、礼の通りにする。守宮令は東園の匠を兼任し、女官を従えて葬儀を執行する。なきがらの耳に黃縣（黄色のわた）をつめ、緹縫（赤色のきぬ）で体をおおい、その上に金縷玉衣を着用させることは、故事の通りにする。

*『漢旧儀』に曰わく「帝崩すれば、哈むに珠を以てし、纏^{まよ}うに緹縫十二重を以てす。玉を以て襦^{はたき}と為すこと、鎧の状の如し。連ねて之れを縫い、黄金を以て縷^{いと}を為する。腰以下は玉を以て札を為る。長さ一尺、広さ二寸半、柙^{もん}と為して下は足に至る。亦た縫うに黄金の縷^{いと}を以てす。諸の衣衿は之れを斂^{あさ}む。凡そ乘輿に實^みたすなり、と。『礼緯』に云う「天子は含むに珠を用い、

の衣服の口に御いたるは輒^{すな}ち之れを藏^くめ、崩^くすれば皆以て斂^む」と。

① 窪添慶文氏の「中国の喪葬儀礼——漢代の皇帝の儀礼を中心としたもの」（『東アジアにおける儀礼と國家』所収）によると、死者の手足を開くという慣習は、「儀礼」「礼記」等の経文にはうまく対応する記述が見あたらないが、おそらく『論語』の泰伯篇に載る、曾子が死の直前に弟子達に命じて手足を開かせ、自己の身体に故障のないことを確かめさせたという故事をふまえたものであろうという。なお礼儀志・下の記述と、經文に残された死者儀礼との繊細な比較については、氏の論文を参照されたい。

② この訳文は「黃縣・緹縫・金縷玉柙如故事」を、死者に衣服を着せかける襲の儀礼の記述と見る、窪添氏の解釈（前掲論文）に基づいている。

(A) 飯哈珠玉如礼槃水如礼*

(B) 珠玉を飯哈させること、礼の如くす。槃水は礼の如くす。

(C) なきがらの口に玉をふくませることは、礼の通りにする。まぐら元に、たらいに水を入れて置くことは、礼の通りにする。

*『礼稽命徵』に曰わく「天子は飯^ぶむに珠を以てし、哈^ハむに玉を以てす。諸侯は飯^むむに珠を以てし、哈^ハむに璧^{ヒツ}を以てす。卿大夫・士は飯^むむに珠を以てし、哈^ハむに貝を以てす」と。

〔集解〕惠棟曰わく、范寧の『穀梁』注に云う、「含」とは口に實^みたすなり、と。『礼緯』に云う「天子は含むに珠を用い、

諸侯は玉を用い、大夫は璧を用い、士は貝を用う」と。「璧」は

「碧」を作る。

の伝に見ゆ。

* *『周礼』凌人に、天子の喪は「夷槃に氷を供す」と。鄭玄曰わく、「夷」の言は戸なり。氷を槃中に実たし、之れを戸牀の下に置く。以て戸を塞やす所なり、と。『漢礼器制度』に「大槃は広さ八尺、長さ一丈二尺、深さ三尺、漆もて中を赤くす」と。

(A)百官哭臨殿下是日夜下竹使符告郡国二千石諸侯王*竹使符到皆伏哭尽哀**

(B)百官、殿下に哭臨す。是の日の夜、竹使符を下し、郡国二千石諸侯王に告ぐ。竹使符到らば、皆伏哭して哀を尽くす。

(C)百官は正殿の下で泣き声をあげる。天子がなくなった日の夜、竹使符を下して、郡の太守・国の相、及び諸侯王に天子の死を告げしらせる。竹使符が到着すると、彼らは伏しまろんで泣き声をあげ、悲しみの表現をつくす。

* 応劭曰わく、凡そ郡国の守と相に竹使符を与うには、皆竹箭五枚を以てす。長さ五寸、篆書を鑄刻し、第一より第五に至る、と。張晏曰わく、符は以て古の珪璋に代う。簡易に従えればな

り。此れ大喪に符を下すは、亦た猶お斯の比たゞいのごとし、と。

[集解] 惠棟曰わく、杜子春の『周礼』注に云う「今時(後漢のこと)郡守を徵すに竹使符を以てす」と。

* *漢の旧制、兵を発するに皆銅虎符を以てす。其の余の徵調は竹使のみ。符と第合會すれば大信と為す。(『後漢書』の)杜詩

(A)小斂如礼東園匠考工令奏東園秘器表裏洞赤虞文画日月鳥龜龍虎連璧偃月牙檜梓宮如故事**

(B)小斂は礼の如くす。東園の匠・考工令は東園の秘器を奏す。表裏ともに赤を洞ね、虞文し、日・月・鳥・龜・龍・竜・虎・連璧・偃月を画く。檜を梓宮に牙すること、故事の如くす。

(C)なきがらに衣服を着せかける小斂の儀礼は、礼の通りにする。東園の匠と考工令は東園の秘器を奏上する。東園の秘器、すなわちひつぎは表裏ともに朱色で色どり、そこに鹿頭龍身の神獸である虞の姿を描き、更に日・月・鳥・龜・龍・虎・連璧・偃月の文様を配する。檜製のクギでひつぎに仮止めを施すことは、故事の通りにする。

* [集解] 惠棟曰わく、『漢旧儀』に云う「東園の秘器とは梓宮を作るなり。素木にて長さ丈三尺、崇さたか四尺」と。

* * [集解] 惠棟曰わく、『風俗通』に云う「梓宮とは、礼に天子は飲むに梓器を以てす。宮とは存せし時に居る所にして、生に縁りて死に事う。^④ 凡そ人は棺を呼びて、亦た宮と為すなり」と。

① 惠棟の引く『風俗通』は「縁生事也」を作る。これでも意味の取れないことはないが、『風俗通義校訛』に収められた『風俗通』の佚文を見ると、該条は、『文選』齊敬皇后哀策文の李善注引が「縁生事亡」を作り、『後漢書』明帝紀の李賢注引が「縁生事死」を作る。惠棟の引文の誤まりと見て、こちらに従う。

(A) 大斂于両楹之間。^{*}五官左右虎賁羽林五將各將所部執虎賁戟屯殿端

門陸左右廂中黃門持兵陞殿上

(A) 夜漏群臣入屋漏上水大鴻臚設九賓隨立殿下謁者引諸侯王立殿下
西面北上宗室諸侯四姓小侯在後西面北上治禮引三公就位殿下北

(B) 両楹の間に大斂す。五官・左・右・虎賁・羽林の五將は、各部^{おのぶ}べる所を將い、虎賁の戟を執り、殿の端門に屯し、左右の廂に

陞ぶ。中黃門は兵を持ち、殿上に陞ぶ。

(C) なきがらをひつぎに収める大斂の儀礼を、正殿内の二本の大柱の間で行なう。五官中郎将・左中郎将・右中郎将・虎賁中郎将・羽林中郎将は、それぞれ自己の配下を率い、虎賁の戟を持って正殿の正門を守備し、また正殿の左右のひさしの下にいらぶ。中黃門は武器をとり、正殿の上にいならぶ。

* 「集解」黃山曰わく、『穀梁』定元年伝に「戊辰、公、即位する」とは、殯し、然る後に即位するなり」と。又た『沈子』を引

きて曰わく、「棺を両楹の間に正し、然る後に即位するなり」と。「棺を正す」とは、既に戸を棺に内れ、遷して之れを正すを謂う。即ち所請殯なり。檀弓は両楹の間に殯するを載せて殷の制と為す。天子・諸侯は南面して出て位を両楹の間に治む。殯も亦た之の如きは、則ち三代の同じくする所なり。『穀梁』に言う「諸侯は天子に通ず」と。徐氏乾学謂う、即ち後世の柩前即位の儀、出る所は是れなり、と。惟、志は「両楹の間に大斂す」と言うのみにして、即ち繼ぐに、梓宮を安んじ、諸物を内れ、釘を下し牙を去り、太常上奠するを以てす。是れ先ず梓宮を楹の間に置き、即ち此において大斂し、戸を内れて櫛塗（棺をふさぐこと）す。所謂殯無し。當に漢典殘闕して詳を致す能わざるに由るべし。

(B) 夜漏、群臣入る。屋漏上水に、大鴻臚は九賓の隨立を殿下に設く。謁者は諸侯王を引き、殿下に立たしめ、西面し北上なり。宗室諸侯・四姓小侯は後ろに在り、西面し北上なり。治禮は三公を引き、位に就かしめ、殿下に北面す。特進は中二千石に次ぎ、列侯は二千石に次ぎ、六百石・博士は後ろに在り。群臣の位に陪う者、皆行を重ねて西上す。位、定まれば、大鴻臚は具われり、と言い、謁者は以聞す。^②

(C) 夜の時間がその最後を刻んだ時、群臣が正殿の前に入場する。昼の時間の始まりに、大鴻臚は、王・侯・公・卿・二千石・六百石・郎・吏・匈奴侍子よりなる九賓の席次を正殿の下に設ける。謁者は諸侯王を導びき、正殿の下に立ちならばせるが、彼等は西側を向き、北を上位とする。漢王室の血をひく諸侯と明帝の外戚にあたる四氏はその後ろに席をしめ、同じく西側を向いて北を上位とする。治禮は三公を導びいて所定の席につかせるが、三公は正殿の下で北側を向く。そして特進は中二千石の次にならび、列侯は二千石の次にならび、更に六百石と博士はその後ろに位置する。以上、群臣の席につく者は、何列にもなつてならび、西を上位とする。すべての者が席につき終わると、大鴻臚はその旨を告げ、謁者が奏上する。

* 「集解」惠棟曰わく、『後漢書』の百官志に「治禮郎は四十

七人」と。大行令に屬す。『東觀漢記』の百官表に曰わく「大行丞に理礼員四十七人有り。斎祠に九賓を擯贊する（先導すること）の礼を主る」と。

①J・ニーダム氏の『中国の科学文明』（日本語版）五巻に載る水時計の項によると、漢代に時間を知るために広く用いられたのは、水時計であった。そしてそれは上からしたたり落ちる水を受けとめ、その容積の順次の増加に従つて時間を決定する「流入型水時計」に属し、受水槽は昼間用と夜間用の二つに分かれていた。そして昼の時間には「昼漏」、夜の時間には「夜漏」の語を冠することによって、両者は明確に区別されていたのであり、おそらく本文に見られるように、ただ「夜漏」とのみ表現した場合は、夜の水時計が作動を終えた明け方近くの時間を探し、「夜漏上水」とは、昼の水時計に「水を上せて」作動できるようにした時点、つまり朝一番の刻限をさし示したのである。だから「夜漏」から「夜漏上水」と接続する時間帯における群臣の整列は、ごく早朝になされたものと考えられる。

②先帝が死亡し、未だ新皇帝の誕生を見ていないこの時点で、謁者が一体誰に対し「以聞」したのかは疑問として残るが、礼仪志・下は冒頭に「登遐、皇后詔三公典喪事」と明記しており、このコンテキストに従えば「以聞」を受けたのは皇后であると見て間違いない。そして後文において、皇太子即位の奏上を裁可したのも、同様に皇后であつたと思われる。ただ先の注で黄山が指摘していたように、皇后が葬儀の主導権をにぎるの

(A)皇后東向貴人公主宗室婦女以次立後皇太子皇子在東西向皇子少退在南北面皆伏哭大鴻臚伝哭群臣皆哭三公升自阼階安梓宮内珪璋諸物近臣佐如故事嗣子哭踊如礼*

(B)皇后、東向し、貴人・公主・宗室婦女は次を以て後ろに立つ。皇太子・皇子は東に在りて西向す。皇子は少しく退き、南に在りて北面す。皆伏哭す。大鴻臚は哭を伝え、群臣皆哭く。三公は阼階より升り、梓宮を安んじ、珪璋・諸物を内る。近臣、佐くること、故事の如くす。嗣子、哭踊すること、礼の如くす。

(C)次に正殿内の配置に移ると、正殿の西側では皇后が東を向いており、その後ろに、位は皇后に次ぐ女官の貴人、先帝の娘、漢王室の血をひく女性達が順序よく立ち並ぶ。他方東側には皇太子と皇子達がおり、西を向いている。皇子は皇太子よりも少し後ろに退き、皇太子の南側にいて北に顔を向けている。みな伏しまるんで泣き声をあげる。その時大鴻臚は、泣くようにと正殿の外に伝え、外にい並んだ群臣達もみな泣き声をあげる。三公は東側の階段から殿上に登り、ひつきを安置し、中に玉やその他の物品を入れる。近臣が三公の手助けをすることは、故事の通りにする。皇太子が泣き声をあげ、そして踊る所作をとることは、礼の通りにする。

*『周禮』に「珪・璋・璧・琮・琥・璜の渠眉(玉の筋ぼり)を駆み、璧・琮を疏ね、以て尸に斂む」と。鄭司農曰わく、「駆」

は、後漢一代の定制ではなかたことを留意しておく必要がある。

とは外に捷盧有るなり。珪・璋・璧・琮・琥・璜は皆開渠を為り、眉瑑を為るを謂う。沙除⁽¹⁾して、以て尸に斂め、汁(体液)をして流去するを得しむるなり、と。鄭玄曰わく、「以て尸に斂む」とは大斂に於て之れを加うるなり。「渠眉」とは玉飾の溝瑑なり。組⁽²⁾を以て六玉の溝瑑の中を穿ち聯ね、以て尸に斂む。珪は左に在り、璋は首に在り、琥は右に在り、璜は足に在り、璧は背に在り、琮は腹に在り。蓋し象を方明に取り、之れを神とするなり。璧・琮を疏ねるは、天地⁽³⁾に通ずるなり、と。

①「沙除」「於」「地」は、それぞれもと「璧琮」「以」「也」に作る。集解校補によつて訂正を施こした。

②古代の中国において玉が死者の埋納とともに副葬され、それが遺体の外に着せかける外服と、体内に挿入する内服の両様に用いられたことは、すでに諸家の指摘する通りである。ここに引かれた『周礼』は春官・典瑞の一節であり、死者に対する玉の使用の前者の場合について述べたものであるが、文章は決して平易とは言えない。林巳奈夫氏によると、この箇所は本文のみならず注の取り扱いにも注意を要し、鄭司農・鄭玄の解釈はともに、取るべき説と明らかな誤解が混在しているようである。

詳細は氏の「中国古代の祭玉・瑞玉」(『東方学報』第四十冊所収)を参照されたい。なお林氏が考証の結果到達された典瑞本文の読みは、旧注をそのまま折衷した本稿の書き下しとは異なっている。

執事者如礼太常大鴻臚伝哭如儀

(B) 東園の匠と武士は釘と衽を下し、牙を截去す。太常は太牢⁽⁴⁾を上り、奠す。太官・食監・中黃門・尚食は次いで奠す。事を執る者は礼の如くす。太常・大鴻臚、哭を伝えること、儀の如くす。

(C) 東園の匠と武士はひつぎに釘とくさびをうちつけてこれを本格的に固定し、仮どめをはずす。太常は犠牲の牛・羊・豚を奉じて祭祀をささげる。太官・食監・中黃門・尚食もそれに続いて祭祀をささげる。参加者の儀式次第は、礼の通りにする。太常・大鴻臚が、泣くように、と伝えることは、儀の通りにする。
*喪大記に曰わく「君は蓋⁽⁵⁾うに漆を用い、三衽・三束す」と。鄭玄の注に曰わく、「衽」⁽⁶⁾とは小腰(ひつぎの留め金のこと)なり、と。

**「集解」惠棟曰わく、孝惠紀に云う「宦官・尚食」と。應劭曰わく、「尚」とは主るなり。旧五尚有り。尚帳・尚衣・尚席亦た是れなり。『漢儀注』に曰わく「省中(宮中のこと)に五尚有るなり」と。

(A) 三公奏尚書顧命太子即日即天子位于柩前請太子即皇帝位皇后為皇太后奏可群臣皆出吉服入会如儀太尉升自阼階當柩御坐北面稽首詔策畢以伝國玉璽綬東面跪授皇太子即皇帝位中黃門掌兵以玉具隨侯珠斬蛇寶劍授太尉告令群臣⁽⁷⁾群臣皆伏称万歲或大赦天下遣使者詔開城門宮門寵屯衛兵群臣百官罷入成喪服如禮兵官戎⁽⁸⁾三公太常如禮故事

(A) 東園匠武士下釘枉截去牙太常上太牢奠太官食監中黃門尚食次奠

(B) 三公は『尚書』顧命を奏し、太子は即日、天子の位に柩前に即く。太子の皇帝の位に即き^②、皇后の皇太后と為るを請う。奏して斬蛇の宝剣を太尉に授け、その信任の情を明らかにする。太常可とせらる。群臣は皆出で、吉服して入りて会すること、儀の如くす。太尉は昨階より升り、柩の御坐に当たり、北面して稽首し、策を読み、畢れば伝国の玉璽・綏を以て、東面して跪き^{ひざまづ}て皇太子に授く。皇帝の位に即く。中黃門は兵を掌る。玉具・隨侯の珠・斬蛇の宝剣を以て太尉に授く。群臣に告令し、群臣は皆伏して万歳を称う。^{とな}或た天下に大赦す。^ま使者を遣り、詔し^{おほせ}て城門・宮門を開き、屯衛の兵を罷めしむ。群臣・百官は罷^{しりぞ}き、入るに喪服を成すこと、礼の如くす。兵官戎。三公・太常は、礼と故事の如くす。

(C) 三公は、周の成王がこれから即位すべき子供の康王に残した遺言の書である『尚書』顧命篇を奏上し、それを聞いた皇太子は、先帝の柩の前で、先帝の死去した日に天子の位につく。統いて三公は、皇太子が更に皇帝に即位し、皇后が皇太后になることをお願い申しあげ、皇后はこれを裁可する。裁可がおりると群臣はすべて一度退席し、吉服に着かえて正殿の内外に整列し直すことは、儀の通りにする。太尉は東の階段から正殿に登り、先帝のひつぎに相対し、ひつぎの安置された北側を向き、坐して頭を床につける礼を行なうと、策命を奉読する。それが終わると太尉は伝国の玉璽と綏を、東側に向きなおり、ひざまづいて皇太子に授ける。これによつて皇太子は皇帝に即位する。この時殿上に並んでいた中黃門は、一齊に武器をとる（おそらく現代の「ささげつつ！」式の敬礼であろう）。続いて新皇帝は玉

* * * 「集解」先謙曰わく、官本は「坐」を「座」に作る。
 * * * 「集解」黄山曰わく、「周禮」天府に「凡そ国の玉鎮・大宝器は焉れを藏す。若し大祭・大喪有れば、則ち出して之れを陳ぬ。事を既えれば之れを藏す」と。鄭注に、「玉鎮・大宝器」とは、玉瑞・玉器の美なる者なり。禘祫（王者の祖先祭祀）及び大喪に、之れを陳ねて以て國を華やかにするなり、と。顧命に「宝を西序・東序・西房・東房に陳ぬ」と。此れ其の行事、経に見ゆ。鄭鍔云う、大祭の時、之れを陳ねて以て其の功を昭らかにし、大喪に之れを陳ねて以て其の能守を昭らかにす、と。此の玉具は當に即ち玉鎮・宝器の属たるべし。故に珠・劍と並び陳ねること、顧命の儀の如し。群臣に告令するに至り、挙げて太尉に授け、執りて信守と為すは、自ら漢家の故事に係る。
 * * * 文帝遺詔に「車及び兵器を布くこと無かれ」と。應劭（これは服虔の誤まりである）曰わく、輕車・介士を施さず、と。

〔集解〕黃山曰わく、「兵官戎」の三字は文を為すこと、既に解を得べからず。下の「三公太常」に合して文を為すも、辭亦た相屬かず。注に、何を以て渉りて車器・介士に及べるや。此の文必らず誤脱有るを知る。

①ここに見られる「即日即位」とは、前皇帝が死去した当日に皇子が帝位にのぼることを意味し、これが後漢時代に一應の原則と認められていたことは、すでに西嶋定生氏の「漢代における即位儀礼——とくに帝位繼承のばあいについて——」（『中國古代國家と東アジア世界』所収）が指摘された通りである。ただ氏も付言されているように、この原則は、明帝・章帝・和帝・殇帝という、宮廷内の政治情勢が相対的に安定していた初期の皇帝にはいずれも該当するが、中期以降になると政治の乱れに呼応して、「即日即位」を忠実に履行することのできた皇帝は、冲帝と獻帝の二人を数えるのみとなる。こうした事実と、「斯の志に輯める所は亦た、東都中晩の典制なるのみ」と述べた黃山の見解との矛盾は、どう理解するべきであるか。問題を解決する鍵はおそらく、志の記載そのものの中に隠されている。つまり志は、即位式の前段を構成する群臣の整列を、早朝の儀式として描いており、また、その記述に先んじて、皇帝の死去した当日の夜には竹使符を下す旨を述べている。この二つの記載の帰結するところは単純明快である。すなわち、先帝の死去と次代皇帝の即位を一日のタイム・スケールの内に解消することは、志の文脈による限り、絶対に不可能である。それ故に、「即日即位」がほとんど行なわれなくなつた時代に礼儀

志・下の舞台を設定した黃山の指摘は、更に妥当性を増すものと言えよう。おそらく志がここで現実とはそぐわない「即日即位」の語を採用したのは、この語彙が儀礼の核心を構成する内容を的確に表現していたが故に、即位式を表現する時の常套句となり、儀礼の本来の姿が風化した後にも成語として生き残り、引き続きそのままの形で用いられたからであろう。こうした推測は、即位と同時に行なわれた「大赦天下」の位置づけによつても補強される。これについては注の③を参照されたい。

②志が天子及び皇帝に対する即位をそれぞれ別個に記載していることに注目された西嶋氏は、當時、即位儀礼は天子即位と皇帝即位の二段階に分かたれ、前者は喪儀の延長としての凶礼、後者は群臣が一時吉服に着かえて参列する吉礼であるとの区別がなされていた、という推測を下されている（「前掲論文」）。

③新帝の即位を記念して天下に大赦を布告することは、『後漢書』の帝紀を一覧する限り、この時代の通例を構成していたようである。しかし興味深いことに、即位と同日に大赦を布告したのは、王朝最末期の皇帝である小帝と獻帝の二人にすぎない。ここで志の記載をふり返ってみると、いわゆる柩前即位にあたり、正殿内で前皇帝のひつぎを中間に置きながら西に皇后とその他の女性達、東に皇太子と皇子達がい並ぶという先に訳出した通りの場面設定は、帝位の継承が父と子の間でなされた場合にこそふさわしい。更に前述のように、志の文脈による限り、葬儀の主導権は西側に座を占めている皇后の手中に握られていた。この二つの条件は、兄弟間で帝位を継承し、しかも董卓の

横車で即位した献帝には、いざれも該当しない。しかし小帝の場合、父親の靈帝の死去を引き継いでの即位であり、しかも帝紀に「(夏四月)戊午、皇子弁即皇帝位、年十七。尊皇后曰皇太后、太后臨朝。」とあるように、彼の背後には皇后が大きな影をおとしていた。少なくとも以上の点のみから一つの仮説を導びくことが許されるならば、黃山のとなえる、礼儀志所収の死者儀礼を後漢の中期から後期の時代に収斂させる見解は、その範囲を更に限定できるのではないか。つまり、ここに述べられた死者儀礼の記述に直接、かつ具体的な素材を相当の比重をもつて提供しているのは、小帝の即位がその一環として組み込まれていた、靈帝のそれであつたのではないかという可能性が十分に考えられるのである。

④この文章の主語は不明である。ただ、皇太子の即位を請い願うということは、『尚書』顧命篇の奏上の直接的な延長上にあるわけであるから、同じく三公によつてなされたものと解するのが自然であろう。

⑤この主語もよく判らない。今は集解に黃山が、レガリアの授与を、太尉に対する皇帝の厚い信任のあらわれであると解しているのを勘案し、伝國玉璽と綏の贈呈を受けた後、新帝自らが行なつたものと考えておく。ただし前の文章とひと続きに理解し、動作の主体を中黄門に比定することも可能である。

⑥正殿内から正殿外への告知は大常と大鴻臚の担当であるから、この箇所も主語が省略されたものと理解して補つた。

(A)百官五日一會臨故吏二千石刺史在京都郡国上計掾史皆五日一會天下吏民發喪臨三日先葬二日皆旦晡臨既葬祝服無禁嫁娶祠祀佐史以下布衣冠幘經帶無過三寸臨庭中武吏布幘大冠

(B)百官は五日に一たび会し臨す。故の吏の二千石と刺史の京都に在るもの、郡国上計の掾史は皆、五日に一たび会す。天下の吏民、喪を發し、臨すること三日。葬に先んずること一日、皆旦晡に臨す。既に葬むれば、祝服し、嫁娶・祠祀を禁ずること無し。佐史以下は布衣・冠幘し、經帶は三寸を過ぐること無く、庭中に臨す。武吏は布幘、大冠す。

(C)百官は五日に一たび正殿の前に会集し、ひつぎの前で泣き声をあげる臨の儀礼を行なう。かつて郡太守・国の相⁽¹⁾、或いは刺史の任にあり、現在首都にいる者と、郡国上計の吏は、皆五日に一たび正殿の前に会集し、(臨の儀礼を行なう)。國中の官吏と民衆が喪に服し、臨の儀礼を行なう期間は三日である。ただし陵墓になきがらを埋葬する日に先立つ二日間は、彼等も再び朝と夕方に臨の儀礼に從事する。埋葬が終われば官吏と民衆は喪服をぬぎ、また婚姻と祭祀の禁もとかれる。次に臨の儀礼を行なう時の服装であるが、下級役人は粗末な布の服を着用し、幘⁽²⁾をかぶり、首と腰にまく帯は三寸を越えることがなく、正殿前の広場で泣き声をあげる。武官の場合は同じく粗末な布で作った幘をかぶり、武官用の武弁冠をつける。

*文帝遺詔に「其れ天下の吏民に令し、令到らば出て臨すること三日にして祝服せよ」と。

當に喪事に給し、臨に服すべき者も、皆践すること無かれ。」と有り。「践」とは徒跣はだなり。

* * * 文帝遺詔に「殿中で臨に当たる者は、旦夕を以て各十五たび音を挙げ、礼畢れば罷け。旦夕の臨の時に非れば、禁じて哭臨を擅ほしにするを得ること無かれ」と。

①官秩が二千石に相当する官職は、言うまでもなく郡太守と國の相にとどまらない。ただしここは、後文の「部刺史・二千石（中略）因郵奉奏。」をふまえた記述であり、そこでは遠方の官吏で首都の喪儀に参列できない者の処置を書きとめているのであるから、ここに繰り返されている「二千石」の意味するところは、明らかに郡太守と國の相である。

②祝服については、すぐ後に「以葬、大紅十五日、小紅十四日、纖七日、祝服。」ともあり、埋葬の後もなお一月あまり、喪服を着用し続けている人々が一方にいた。志はまた、ひつぎを陵墓にまで送りとどける送喪の儀礼を記した直後に「皇帝、皇后以下皆去纏服、服大紅」と述べており、これらの人々が先帝に最も近しい血縁の者であつたことが了解できる。とするならば、ここで埋葬の終了と同時に喪服をとくことを許されているのは、「天下吏民」であると解するのがやはり自然であろう。

紅すること十五日、小紅すること十四日、纖すること七日にして祝服す。部刺史・二千石・列侯の國に在る者、及び閥内侯と宗室の長吏は、乃ち（集解により「及」を「乃」に直す）郵に因りて奉奏す。諸侯王は大夫一人を遣りて奉奏す。「弔臣、駅馬・露布を請う」と。奏して可とせらる。

(C) 大司農は百官に現金と穀物を給与し、それによって喪服の材料である六丈の布の代金をまかなわせる。ひつぎの埋葬が終わると、先帝の近親者達は十五日間大紅を服し、次に十四日間小紅を服し、最後に纖を着用すること七日にして、喪服をとく。刺史・郡太守・國の相・列侯の任国にある者、及び閥内侯や劉氏の一族で地方の長吏（高級官僚の総称であつて、地方官では中央から派遣された県の令・長クラスがこれにあたる。）の職についている者は、はや馬によって上奏し、諸侯王は大夫一人を洛陽につかわして上奏する。その時に上奏する言葉に「私は、皇帝の死を広く天下にしらしめるため、駅馬と掲示用の札の使用をお願いいたします。」とあり、これは裁可される。

* 応劭曰わく、「紅」とは小祥・大祥に紅を以て領縁と為す。
「纖」とは禫なり。凡そ三十六日にして祝服す。

[集解] 惠棟曰わく、服虔云う、當に大功・小功布と言うべし。「纖」とは細布の服なり、と。又た注の「縁」の下に「也」の字有り。「纖」の下に「者」の字有り。「祝」の下に「服」の字を脱す。

* * * 「集解」黄山曰わく、「及」は「乃」の形近きの誤まりなり。皆人を遣らずして奉奏するを得るを謂うなり。

(A) 大司農出見錢穀給六丈布直以葬大紅十五日小紅十四日纖七日祝服*
服部刺史二千石列侯在國者及閥内侯宗室長吏及因郵奉奏諸侯王

遣大夫一人奉奏弔臣請駅馬露布奉可

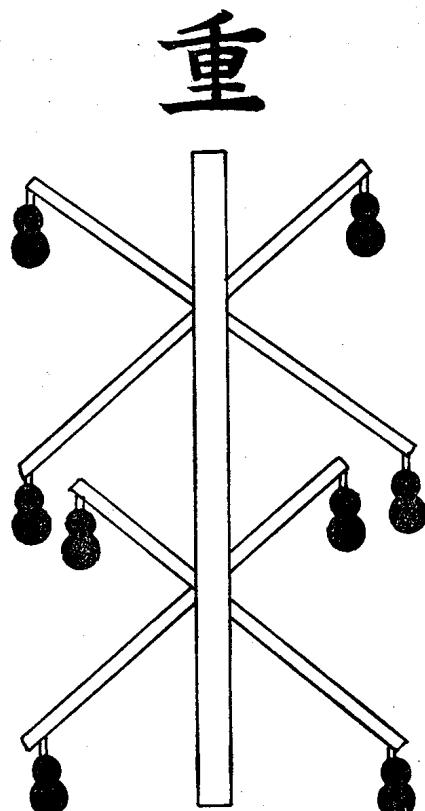
(B) 大司農は見錢・穀を出し、六丈の布直を給す。以に葬むれば、大

(A) 以木為重高九尺広容八歴^{*}。裏以葦席巾門喪帳皆以簾。

(B) 木を以て重を為る。高さ九尺、広さ八歴を容る。裏むに葦席を以てす。巾門・喪帳は皆、簾を以てす。

(C) 木材で仮のたまよせである重を作る。高さは九尺で、横幅は八つの釜鬲をそこにかけるのに充分なようとする。釜鬲をかけりと、更にその上を葦のむしろでおおう。仮の門ととばりを、竹あんだむしろで作る。

* 「集解」黄山曰わく、「八歴」は旧其の説を得る者無し。此れ即ち、重の変じて凶門・柏歴有り。「歴」は即ち重の上に県くる所の鬲なり。『史記』滑稽伝に「銅歴を棺と為す」と。小司馬の注に「歴は即ち釜鬲なり」と。是れ其の證なり。士喪礼に



『三禮図』に見える重

「重は木もてし、刊りて之れを鑿つ」と。鄭注に、木なり。物を県けるを重と曰う。「刊」とは斬治なり。之れを鑿ちて簪を県くる孔を為るなり。士の重の木は長さ三尺、と。敖（明の敖繼

光）の注に、其の前を鑿ちて二孔を為り、簪を以て之れを貫き、鬲を県くるの用と為す、と。又た（士喪礼に）「盆・槃・瓶・廐敦・重鬲を新にし、皆灌う」と。鄭、「重鬲」に注して、「鬲」は将に重に県けんとする者なり、と。『開元礼』に、(この『開元礼』の引用は、バラバラである)「重は、三品以上は長さ八尺、四品・五品は長さ七尺、六品以下は長さ六尺。横はこれに半ばす」と。『太常因革礼』に、「重は一品は鬲六を掛け、五品以上は四、六品以下は二」と。皆即ち漢・魏相承の制に本づく。天子の重は高さ九尺なれば、則ち鬲を挂くこと八、広きを知るべし。即ち其の横を言うに、八尺の重、横は半ばにして四尺、鬲六を容るれば、則ち九尺の半ばは八鬲を容るるに足らず。至尊は礼を異にす。故に横の半ばなるに拘らざして、以て八鬲を容るるに足るを制と為す。此れ又た、義の推見すべき者なり。『晉書』（礼志・中）に「皇后の杜氏崩ず。有司奏して、陵は凶門・柏歴を作る所なり、と。成帝詔して之れを停む。蔡謨の説に、二瓦器を以て盛り、始めて死せるの祭りは、木に繫け、裏むに葦席を以てし、庭中に置き、南に近くす。名づけて重と為す。今の凶門、是れ其の象なり、と。范堅の説に、凶門は礼に非ず。礼に重を県くること有りて、形は凶門に似たり。後又た之れを門外に出し、以て喪を表わす。俗、遂に之れを行なう、と」と。此れに拠らば、「柏歴」は即ち重鬲、「柏」とは柏木を以て重を為るなり。庭に置くを重と為し、門外に出し、以て喪を表わすを凶門と為す。天子・皇后、又た陵所に之れを為れば、則ち離れて二と為る。蔡、「二瓦器を繫く」と云う

は、乃ち六尺・三尺の重に県くる所の轂なり。范、「俗、遂に之を行なう」と云うに拠らば、当時の士民は皆、凶門・柏歴を沿用せるを知る。而して「轂」を変じて「歷」と言うは、則ち漢より已に然り。

(A) 車皆去輔轔疏布^{*}惡輪走卒皆布構幘太僕四輪輶為賓車^{*}大練為屋幕中黃門虎賁各二十人執紳

(B) 車は皆、輔・轔を去り、疏布・惡輪す。走卒は皆、布の構幘をす。太僕は四輪の輶を駕し、〔「駕」の一字は、集解に拠つておぎなつた〕賓車と為る。大練もて屋幕を為る。中黃門・虎賁各二十人、紳を執る。

(C)さて、喪に服している期間中、日常の使用に供する車はすべて、そえ木とおおいを取り除き、あら布をほろとして、粗悪な車輪を取り付ける。徒步で車に従う者はみな、粗末な布で作ったつつそでと幘^{すきん}を着用する。一方、陵墓まで先帝を送りとどける葬送の車馬行列に際し、太僕は四輪の小車をあやつって先導の役をつとめる。そのおおいはあつぎぬを用いる。中黃門と虎賁がおのおの二十人ずつ、計四十人の手勢で、先帝の衣服を収めた金根容車のともづなを引く。

* 「集解」惠棟曰わく、「疏」とは希^{まほら}なり。

* * 「集解」錢大昕曰わく、「僕」の下に「駕」の字を脱す。當に獻帝紀の注に依りて増すべし。

①この段落は車に関する記述である。ちなみに『儀礼』の土喪礼に「主人乘轂車、白狗幣・蒲蔽、御以蒲蓋。犬服・木館・約綏

・約轡・木鑣、馬不齊髦。主婦之車、亦如之、疏布縷。武車白狗撫服。其他皆如乘車。」の一文が微せられ、喪の期間中は普通の時と異なる装いをほどこした車を使用すべきことが知られる。おそらく本段落の前半部は、これと対応する記述であろう。

しかしながら後半部は、同じく車のことを記しながら、かなり唐突にその内容が変化しているものと思われる。というのも、後半部に見える車馬行列は太僕が先導をつとめるのであるが、

太僕がこのようない役割を果たすのは、『後漢書』の百官志・二に「太僕（中略）、大駕則執馭。」とあるように行列が大駕の体裁を取つてなされた場合であり、一方輿服志・上が「東都唯�行乃大駕。」と述べているように、後漢の時代において大駕とは、前皇帝の葬送の場合にのみ使用される鹵簿の形式であった。ひるがえつて志の、更に葬儀が進められた段階の記述を一瞥してみると、洛陽城から陵墓に至る葬送の行列の中心には、先帝の柩を収めた大行載車と、先帝の衣服を収めた金根容車が位置していたことが知られる。更にそこでは大行載車を引くともづなの本数、それに取りつく人数等が詳しく述べてある。しかしもかかわらず、金根容車に言及した同様の記載は一切なされていない。おそらく本段落の後半部は、本来後文の中で金根容車に関する説明の役割を果たしていたものが、同じく車の記述であるといふその一條にひきづられ、誤まり錯してここに入り込んでしまったのであろう。

以覆坊^{*}方石治黃腸題湊便房如礼^{**}

(B) 司空は土を詫び造穿す。太史は日をトス。謁者二人・中謁者僕射・中謁者は將作を副^{なす}緹帳に油ぬり、以て坑（集解及び評点本によつて、「坊」を「坑」に改めた）を覆う。方石もて黃腸題湊・便房を治むること、礼の如くす。

(C) 司空は柩を収めた後に羨道を正式に封印する土砂を選び、また、陵墓の造営が完了してから仮に封印をしていた羨道を開き、いつでも柩を運び込むことができるようとする。太史は葬送の儀礼に適切な良日を占う。謁者二人・中謁者僕射・中謁者の四人は將作大匠を助け、あかぎぬに油をぬって防水処置をほどこし、これを羨道に敷きつめ、開口した入口から雨水が内部へ入り込まないようにする。四角な石で黃腸題湊と便房を作ることは、礼の通りにする。

* 「集解」惠棟曰わく、凡そ国の祭祀・喪娶の事は、太史、良日を奏するを掌るなり。

* * 「集解」先謙曰わく、官本は「坊」を「坑」を作る。

* * * 『漢旧儀』に諸帝の寿陵を略載して曰わく「天子即位の明年、將作大匠は陵地を當む。地七頃を用い、方^③中は地一頃を用う。深さ十三丈。堂壇^③の高さ三丈。墳の高さ十二丈。武帝の墳の高さ二十丈。明中の高さ一丈七尺、四周二丈。梓棺・柏の黄腸題湊を内る。次を以て百官藏^{おさ}め、畢る。其れ四通の羨門を設け、大車・六馬を容る。皆之れを内に藏む。方外陟車石外方立（この八字不明）。先づ劍戸を閉ず。夜竜・莫邪の剣・伏弩を設け、伏火を設ぐ。已に陵を當み、余地は西園の后陵と為し、

（更にその）余地は婕妤以下と為し、次いで親屬、功臣に賜う」と。『漢書音義』に曰わく「題とは頭なり。湊とは頭を以て内に向く。固しと為す所以なり。便房とは藏中の便坐なり」と。

『皇覽』に曰わく「漢家の葬は、方中百歩、已に穿ちて、築きて方城^③を為る。其の中に四門を開けて四通し、六馬を放つに足らしむ。然る後に、雜物・杺漆・繪綺・金宝・米穀を錯渾し、及びに車馬・虎豹・禽獸を埋む。近郡の卒徒を発し、將軍・尉侯を置き、後宮の貴幸されし者を以て、皆園陵を守らしむ。元帝の葬は、乃ち車馬・禽獸等の物を用ひず」と。

① 嶽添氏は「詫土」の二字を『儀礼』士喪礼の「筮宅兆」に結びつけ、司空が陵墓を當む兆域を選定するために、占いを行なつてゐるものと解釈されている（「前掲論文」）。しかし氏自身が注意されてゐるように、生前より寿陵を當む制のあつた漢代で、埋葬の直前にあらためて陵墓の位置を定めるということは、現実的な意味を持たない。ひるがえつて志の記載を一瞥すると、柩の墓室内への収納に續いて「司空將校復土」と葬儀が進められており、司空が土砂によって羨道を正式に封鎖する作業に關与していたことが知られる。しかも輿服志・上が葬儀の終了を「白堊已下」とも描写しているように、その時の使用に供された土砂は尋常一樣の代物ではなく、色の白色なるもののみに限られていた。従つて「詫土」の二字はおそらく、羨道の封鎖に用いる特殊な土砂を、司空が選別している様子を写したものと思われる。

② 西村俊範氏の研究によると、黃腸題湊とは元來、墓室内に柏木

を組みあげて柩の周囲にめぐらし、木材の発散する生氣によつて遺体を外界の悪影響から遮断する装置であった。ところが黄腸題湊の完成には相当な量の柏木が必要とされ、時代が下るとともに資源の欠乏が必要をまかないきれなくなり、遂にその素材は木材から石材へと変化した。これが「方石」の意味するところである。次に便房とは、同じく墓室内の、おそらくは棺に近い位置に設けられた、被葬者の魂の休息所である。死者にくつろぎの場を用意したことの背後には、生前の宮殿に模して陵墓を造営した、漢代における陵墓の設計プランの影響が認められる。なお黄腸題湊と便房の位置関係は史書の記載だけでは確定できないが、一九七四年に発掘された北京市の大葆台西漢墓の内部構造に就いてみると、黄腸題湊に囲まれた内部が、更に墓道に近い側の前室と逆側の後室に分かたれており、後室には棺が安置されていた。他方前室には各種の器物や食品などが置かれ、ここが便房にあたるようである。

以上の説明は、西村氏の「漢代大型墓の構造」（『史林』第六二卷第六号所収）によつた。

③陵墓の構造各部を指し示す名称には、正体のはつきりしないものが多い。まず方中であるが、『漢書』張湯伝の「治方中」に注した孟康の説に「方中、陵上土作方也。」とあり、方中を墳墓の盛り土部に見たてている。他方、同所の師古注は「古謂墳地為防為方。」として、方中を、地表面下に掘り下げられた墓室と羨道部を指すものと考えているごとくである。そして『後漢書』和憲鄧皇后紀の「殤帝康陵方中秘藏」に注した李賢は

「方中、陵中也。」と、顏師古に近い解釈を示している。本注でも『漢旧儀』が「方中用地一頃。深十三丈。」と、その深度に言及し、『皇覽』が「方中百步、已穿云々。」と、方中を穿ち當む次第を述べているから、これが墳墓の地下にあたる施設全体の名称である可能性は十分にある。すると『皇覽』が「方中百步、已穿」に続けて「築為方城。」と記した方城とは、地下の構造物の完成に統いて積み上げられた盛り土部分を指すものであろうか。また明中について、西村氏はこれを墓室の名称であると解釈されている（「前掲論文」）。従うべき見解である。最後に堂壇であるが、これが一体を何を指した単語であるのかよくわからない。或いは陵墓のかたわらに設けられた寝殿の別称であるかもしれない。

（未完）